

一般社団法人学びと自治ネットワーク 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人学びと自治ネットワークと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山県真庭市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、地域資源（ヒト・モノ・コト・シゼン）をゆるやかにつなぎながら、共に育ちあい、支えあうコミュニティづくりに参画・支援することを通して、共創を基本とした社会づくりと地域コミュニティの再生に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域コミュニティや地域自治の再生に係る事業
- (2) 地域とともにある学校づくり（コミュニティ・スクール）に係る事業
- (3) 遊び（場）や居場所づくりに係る事業
- (4) 交流定住促進に係る事業
- (5) 上記事業の情報発信や人材育成、ネットワーク構築に係る事業
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第6条 当法人は、当法人の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の社員となつた者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第7条 当法人の社員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(任意退社)

第8条 社員は任意にいつでも退社することができる。退社の申し出は、1か月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由があるときは、その限りではない。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき、又は解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 総社員が同意したとき

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(決議)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 社員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要に応じて臨時社員総会を開催する。

(招 集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上10名以内

(2) 監事1名以上2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統轄する。

3 代表理事は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第19条1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。

第7章 基金

(基金の拠出等)

第35条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

3 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、代表理事が決定したところに従って行う。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令で定める事由により解散する。

附則

1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

2 当法人の設立時の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 吉野奈保子／小林加奈／瀧澤壽一

設立時代表理事 吉野奈保子

設立時監事 美甘英之

3 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

(1) 岡山県真庭市蒜山吉田284番地2 市営常藤住宅C棟
吉野奈保子

(2) 岡山県真庭市蒜山下和1444番地2
小林加奈

以上、一般社団法人学びと自治ネットワークを設立するため、設立時社員吉野奈保子及び同小林加奈の定款作成代理人であるきさらぎ司法書士法人社員神野史は、電磁的記録であるこの定款を作成し、電子署名をする。

令和5年10月17日

設立時社員 吉野奈保子

設立時社員 小林加奈

上記設立時社員2名の定款作成代理人

東京都千代田区外神田五丁目5番5号 沼田ビル4階

きさらぎ司法書士法人 社員 神野史